

# 大田区の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

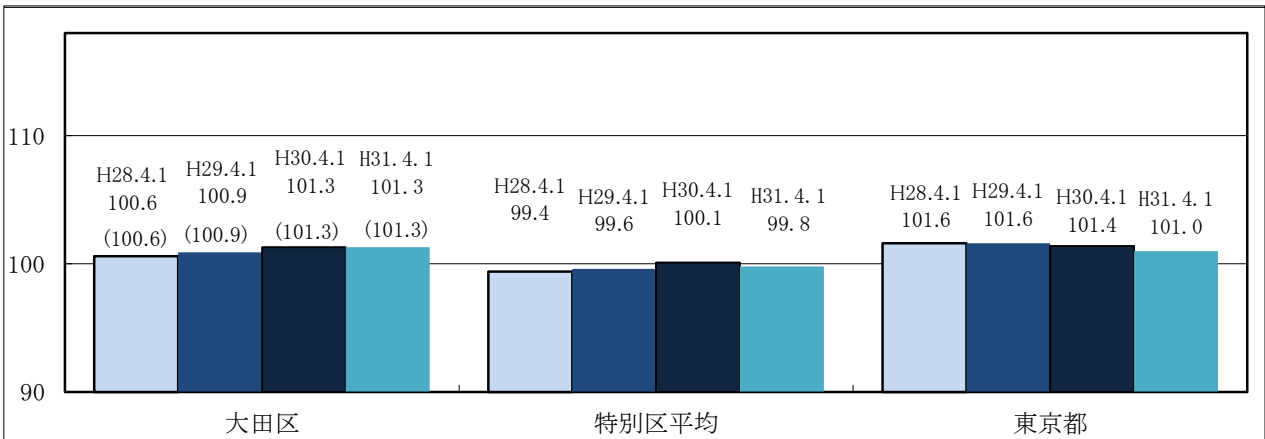
区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費 対前年度増減	人件費率 （B/A）
元年度	2年1月1日現在 734,493人	千円 275,540,482	千円 3,654,326	千円 41,366,403	千円 1,259,638	% 15.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 （A）	給 与 費				1人当たり 給与費 （B/A）	（参考）特別 区平均1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）		
元年度	人 4,070	千円 15,521,148	千円 5,549,135	千円 7,480,062	千円 28,550,345	千円 7,015	千円 —

- (注) 1 職員手当には退職手当を含めません。  
 2 職員数は平成31年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  

$$\text{（補正後のラスパイレス指数} \times \text{（1} + \text{当該団体の地域手当支給率）} / \text{（1} + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率）} \text{）により算出。}$$

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込みについて

当区では、比較的採用人数の少なかった経験年数15年から25年程度の大卒職員および経験年数25年から30年程度の高卒職員が係長職、管理職に合格をしており、このことが国の職員構成で比較するラスパイレス指数を押し上げている主な要因になっている。今後も特別区人事委員会勧告を踏まえ、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	格差 (A-B)	勧告 (改定率)		
元年度	383,189円	385,424円	-2,235円 (-0.58%)	-0.58%	-0.58%	0.09%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	公務員の支給 月数 (B)	格差 (A-B)	勧告 (改定月数)		
元年度	4.65月	4.50月	0.15月	0.15月	4.65月	4.50月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[  実施       未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 特別区の存する地域における地域手当の支給割合を2%引き上げ20%に設定するとともに、給料月額について地域手当の支給割合の引上げ分と同率程度引下げ。  
I類初任給までの号給等は引下げなし。これらの号給付近等は引下げを緩和。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準20%に対し、大田区においても20%を支給

(実施時期) 平成27年4月1日より実施

	平成26年度の支給 割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給 割合	平成29年度の支給 割合	平成30年度の支給 割合	令和元年度の支給 割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%
大田区の支給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国や他団体と均衡を図り見直しを実施。  
(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大田区	40歳5か月	301,249円	410,823円	379,331円
東京都	—	—	—	—
国	43歳2か月	327,564円	—	408,868円
特別区平均	—	—	—	—

### ②医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
大田区	医師・歯科 医師職	50歳5か月	468,750円	901,372円	892,830円
	看護・保健職	40歳10か月	288,924円	391,359円	353,287円
国	医師・歯科 医師職	52歳5か月	506,994円	—	846,285円
	看護・保健職	47歳4か月	317,928円	—	355,144円
特別区 平均	医師・歯科 医師職	—	—	—	—
	看護・保健職	—	—	—	—

### ③技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
大田区	53歳10か月	467人	294,186円	394,556円	360,915円	—	—	—	—
うち 清掃職員	51歳9か月	266人	298,682円	423,689円	370,115円	廃棄物処理業従業員	45歳11か月	296,600円	1.43
うち 用務	58歳0か月	68人	279,384円	342,721円	337,047円	用務員	55歳7か月	211,600円	1.62
うち 学校給食員	59歳4か月	1人	335,300円	349,000円	335,300円	調理士	43歳5か月	253,000円	1.38
うち 守衛	58歳4か月	10人	306,670円	399,176円	373,384円	守衛	57歳8か月	229,000円	1.74
うち 自動車運転手	58歳4か月	8人	281,338円	362,026円	344,205円	自家用乗用自動車運転者	57歳8か月	246,600円	1.47
東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	50歳11か月	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
特別区平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大田区	—	—	—
うち 清掃職員	6,823,563円	4,102,900円	1.66
うち 用務員	5,786,901円	2,883,400円	2.01
うち 学校給食員	5,891,537円	3,392,000円	1.74
うち 守衛	6,640,473円	3,102,000円	2.14
うち 自動車運転手	5,790,505円	3,184,300円	1.82

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用(平成28年～30年の3ヵ年平均)しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

④教育職(指導主事、社会教育主事)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大 田 区	44歳2か月	409,066円	586,644円
東 京 都	—	—	—
特別区平均	—	—	—

※ 東京都は「小中学校教育職」の数値を表示しています。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		大 田 区	東 京 都	国
一般行政職	I類(大学卒程度)	183,700円	183,700円	総合職 185,200円 一般職 180,700円
	II類(短大卒程度)	162,700円	—	—
	III類(高校卒程度)	147,100円	145,600円	一般職 148,600円
技能労務職	技能III (用務・調理等)	139,400円	143,000円	—
医 療 職	I類 (保健師・大学卒程度)	190,000円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

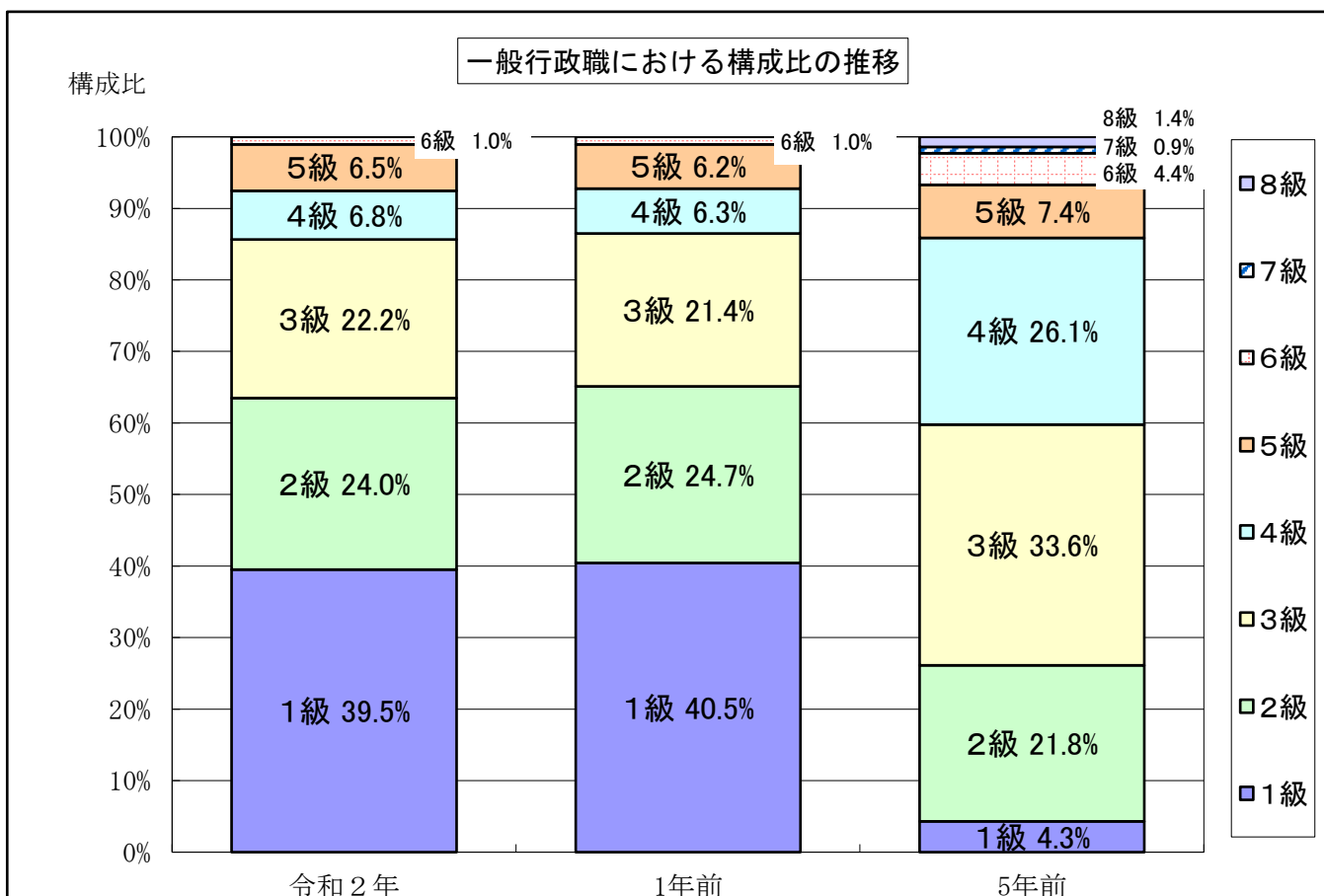
区 分		経 験 年 数				
		10年	15年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	279,477円	332,477円	357,919円	395,297円	392,406円
	高校卒	224,978円	281,650円	331,775円	358,757円	384,547円
技能労務職		—	—	297,441円	308,878円	301,785円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

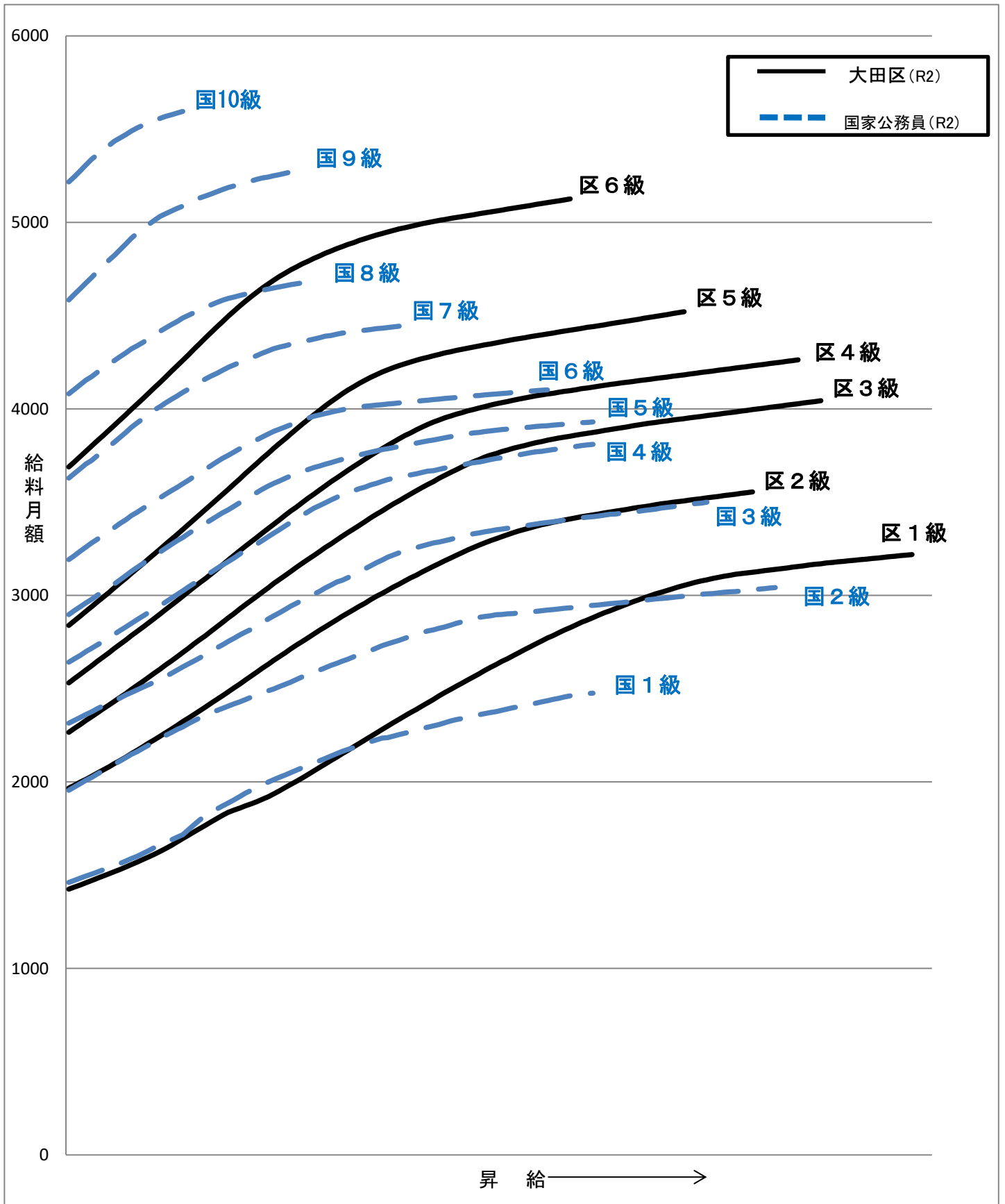
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	24人	1.0%	368,900円	512,600円
5級	課長	154人	6.5%	283,900円	452,100円
4級	課長補佐	160人	6.8%	253,100円	426,300円
3級	係長、主査	526人	22.2%	226,600円	404,400円
2級	主任	567人	24.0%	196,700円	355,500円
1級	係員	934人	39.5%	142,500円	321,900円

- (注) 1 大田区給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 構成比について、表示単位未満を四捨五入しているため、端数処理の関係で合計は100%にならない場合があります。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (大田区)

①人事評価の昇給区分への適用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を実施している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を実施していない				
	活動予定時期				

②昇給区分の適用人数

区分		合計	管理職員	一般職員
令和2年度	職員数 (a)	3,330	163	3,167
	昇給区分がA・Bと判定された職員数 (b)	1,126	64	1,062
	比率 (b/a)	33.8%	39.3%	33.5%

(注) 1 a・b欄とも一般職員から、下記を除いた者を対象にしています。

- 1) 昇給判定期間 (1月1日~12月31日) の全ての期間を勤務していない者
- 2) 懲戒処分を受けた者で、昇給区分が調整された者

2 b欄には、勤務成績等に応じて昇給区分が「A 極めて良好」(8号昇給)・「B 特に良好」(5号昇給)と判定された職員数を掲載しています(標準は「C 良好」で4号昇給)。



## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

大田区	東京都	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,739千円	1人当たり平均支給額(元年度) —	—
(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 2.05月分 (1.45月分) (1.00月分)	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 2.05月分 (1.45月分) (1.00月分)	(元年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15・20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。

#### 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

勤勉手当は、勤務成績に応じた一定の割合を乗じた上で支給額を決定します。

この割合を成績率といい、これまで幹部職員にのみ適用してきましたが、平成20年度からは一般職員にも適用することとしました。

勤務成績は5段階の成績段階に区分し、表1のとおり成績率を適用します。

最上位と上位の成績率は、成績段階が下位及び最下位の者が拠出する額と職員から一律に拠出した額とを加えた額に平成24年6月分から扶養手当相当分を加えた額を原資として、上位と最上位の者に再配分して算出します(職員の一律拠出額は、表2のとおり勤勉手当額に一定割合を乗じた額となります)。

表1

勤務成績 (成績段階)	成績率
最上位	支給の都度決定
上位	
中位	10000/10000
下位	9750/10000
最下位	9500/10000

表2

判定区分	拠出割合
管理職員	500/10000
係長級 (課長補佐、係長(再任用含)、主査)	200/10000
主任、統括技能長、技能長、技能主任	100/10000
係員	50/10000
技能1級職	25/10000

#### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(大田区)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない	活動予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

大田区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~20%加算	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2~45%加算
(退職時特別昇給	公務上の死亡等	8号給)			
一人当たり					
平均支給額	3,325千円	20,238千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した特別職を含む職員(全職種)に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給対象地域	特別区内に勤務する職員	野辺山学園に勤務する職員 (長野県南佐久郡)	館山さざなみ学校に勤務する職員 (千葉県館山市)
支給率	20.0%	0%	
支給対象職員	4,490人	0人	3人
国の制度(支給率)	20.0%	0%	
支給実績 (令和元年度決算)	支給総額		支給職員1人当たり平均支給年額
	3,286,451千円		741,360円

(注) 1 特別区内から支給率の低い地域へ異動となった場合、当該異動日から2年を経過するまでの間、特別区内の支給率を用いるよう定められています。

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		43,981千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		116,352円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		8.5%		
手当の種類(手当数)		5		
手当名	業務内容	主な支給対象職員 (所属)	支給実績 (令和元年度決算)	手当額
感染症予防業務手当	法定感染症等の患者等に接する業務	感染症対策課 地域健康課等	281,140円	日額 300円~4,000円
特定危険現場業務手当	足場の不安定な高所での業務、汚水管の管きよ内等での業務	施設整備課 建築審査課 建設工事課等	61,040円	日額 280円~400円
	高所で昇降機の検査業務	建築審査課		1台につき 280円~400円
災害応急作業等手当	災害関係対策本部が設置された際の河川等での応急作業、区道の除雪作業等	防災危機管理課 都市基盤管理課等	28,800円	日額 800円
清掃業務手当	清掃事務所等に勤務する自動車運転Ⅱ、自動車整備及び作業Ⅲの職員による清掃業務	清掃事業課 清掃事業所 清掃事務所	43,610,000円	日額 700円
児童福祉業務手当	児童相談所に勤務する職員による児童の一時保護や家庭訪問等の業務	子ども家庭支援センター	— (令和2年4月新設)	日額 490~1,470円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	1,092,930千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	246,767円
支給実績（令和元年度決算）	1,214,589千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	272,635円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(元年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に対し支給 ○子 9,000円 ○その他の扶養親族 6,000円 ※16歳から22歳までの子に対し、一人につき月額4,000円を加算	異なる	内容及び支給単価	241,331千円	195,409円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 ○年齢に応じて8,300円から27,000円	異なる	内容及び支給単価	141,436千円	168,979円
通勤手当	通勤のために交通機関、交通用具を利用する職員に対し支給 ○限度額 1月当たり55,000円	異なる	交通用具利用者の単価	461,674千円	115,246円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対し支給 ○職に応じて66,000円から142,400円	異なる	支給単価	211,683千円	1,125,971円
初任給調整手当	科学技術等の専門的な知識を有する職員の採用を容易にし、民間における賃金との較差等を考慮して支給（区では医療職給料表(一)の職にある医師・歯科医師に支給) ○期間に応じて118,000円から268,500円	異なる	支給期間及び支給単価	11,940千円	2,388,000円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対し支給 ○基礎額 30,000円（加算額 6,000円から14,000円）	異なる	支給単価	0円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ○通常の日から始まる宿日直 5時間以上の場合 8,900円 5時間未満の場合 4,450円 ○年末年始の日から始まる宿日直 5時間以上の場合 11,200円 5時間未満の場合 5,600円	異なる	内容及び支給単価	1,051千円	18,440円
管理職職員特別勤務手当	管理職員が臨時、緊急の必要等により、週休日又は休日に勤務した場合および週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 ○部長級 週休日等以外 6,000円 勤務時間6時間以下 12,000円 勤務時間6時間超 18,000円 ○課長級 週休日等以外 5,000円 勤務時間6時間以下 10,000円 勤務時間6時間超 15,000円	異なる	支給単価	3,418千円	28,969円
寒冷地手当	11月から翌3月までの各月の初日に、任命権者が特別区人事委員会の承認を得て定めた寒冷な地域に在勤する職員に対し支給 ○区で定めた寒冷地、施設 長野県南佐久郡南牧村 区立野辺山学園 秋田県仙北郡美郷町 美郷町役場 ○世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 その他の世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ	—	0円	0円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分		給料月額等				
給料	区長	1,154,800円	【参考】特別区における最高額／最低額			
	副区長		—	/	—	
報酬	議長	928,800円	—	/	—	
	副議長	783,500円	—	/	—	
	議員	612,300円	—	/	—	
期末手当	区長	(元年度支給割合)				
		6月期	12月期	3月期	年度計	
	副区長	1.56月	2.07月	0.20月	3.83月	
		議長	(元年度支給割合)			
	副議長		6月期	12月期	3月期	年度計
			1.595月	2.065月	0.40月	4.06月
議員						
	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
退職手当	区長	$1,154,800円 \times 在職年数 \times 475/100$		21,941,200円	任期ごと	
	副区長	$926,800円 \times 在職年数 \times 345/100$		12,789,840円	任期ごと	

(注) 1 期末手当の額は、給料及び地域手当の月額又は報酬月額に一定の加算をし、上記の支給率を乗じた額となります。

[加算] : 区長等  $(給料 + 地域手当※) \times 20/100 + 給料 \times 25/100$  (※地域手当 = 給料月額の12%)  
: 議長等 報酬月額  $\times 45/100$

2 「1期の手当額」は、令和2年4月1日現在の給料月額及び支給率で1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込みの額です。

## 6 職員数の状況

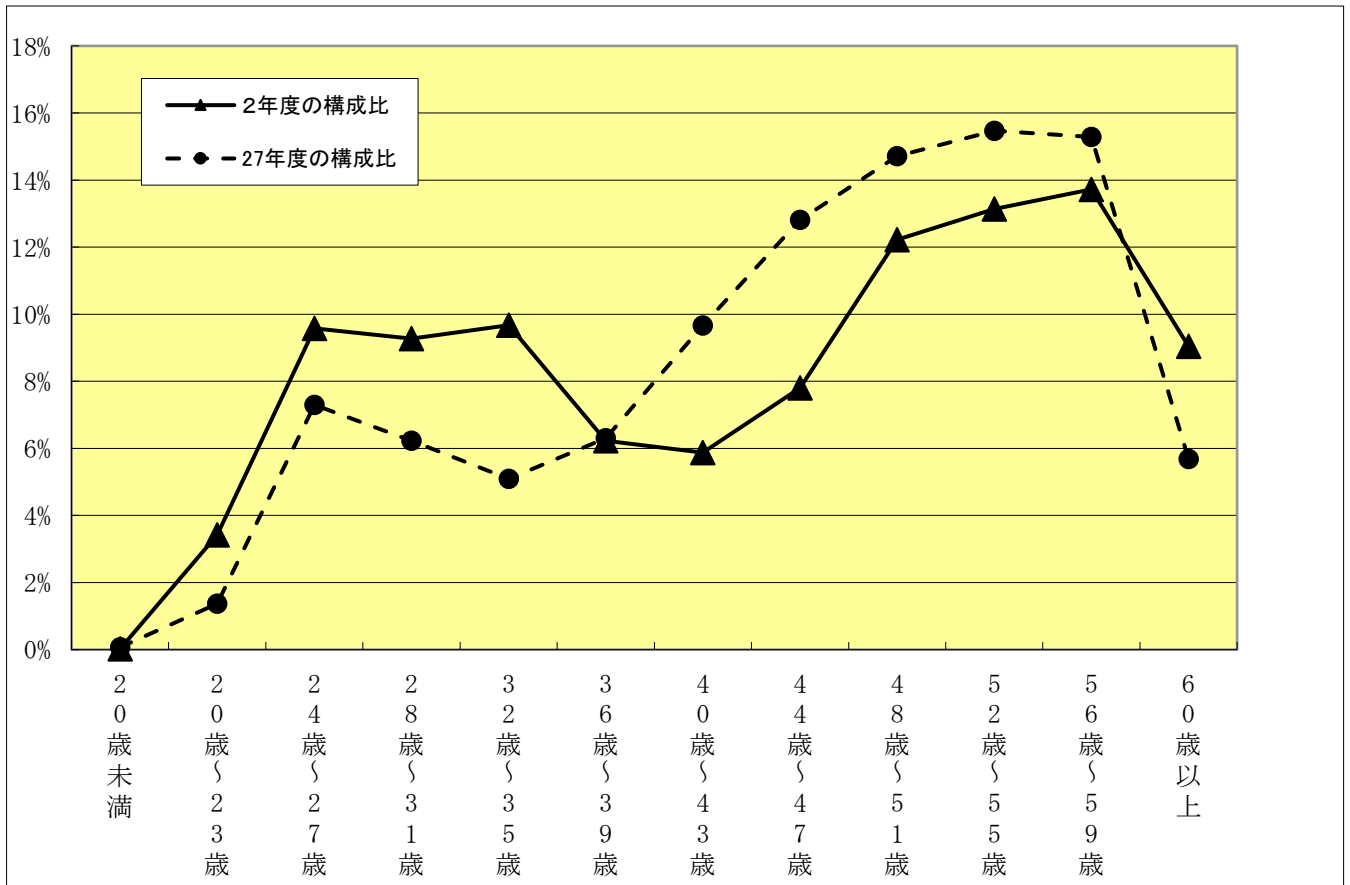
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

		職員数				対前年 増減数	主な増減理由	
		元年度		2年度				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	18	(1)	19	(1)	1人	ICT化推進対応事務増
		総務	745	(44)	764	(38)	19人	国勢調査対応事務、スポーツ推進事務増
		税務	140	(4)	142	(3)	2人	事務執行体制見直し
		民生	1,754	(86)	1,787	(78)	33人	保育利用支援関係事務、医療的ケア事業対応事務増
		衛生	607	(25)	602	(25)	△5人	清掃作業の作業計画見直し
		労働	1	(0)	1	(0)	0人	
		農林水産	1	(0)	1	(0)	0人	
		商工	72	(2)	74	(2)	2人	産業関係事務増
		土木	495	(15)	503	(18)	8人	公共施設整備事務増
		小計	3,833	(177)人	3,893	(165)人	60人	
		教育部門	237	(63)	236	(51)	△1人	事務執行体制見直し
	小計	4,070	(240)人	4,129	(216)人	59人		
	公営企業等会計	143	(1)	141	(5)	△2人	要介護認定事務等の一部委託	
	合計	4,213	(241)人	4,270	(221)人	57人		
	条例定数の合計	4,135	人	4,135	人	0人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています。
- 2 ( )内は、再任用短時間勤務職員数を外書きした数です。
- 3 条例定数とは、事務事業を執行していくために必要な職員数の上限を条例で定めたものです。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和2年4月1日現在)



(人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
2年度	1	146	409	396	413	266	251	333	522	561	586	386	4,270

※ 年齢は年度末年齢

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平27年	平28年	平29年	平30年	令元年	令2年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		3,795	3,760	3,766	3,791	3,833	3,893	98	(2.6%)
教育		286	266	257	247	237	236	△50	(△17.5%)
警察								0	
消防								0	
普通会計計		4,081	4,026	4,023	4,038	4,070	4,129	48	(1.2%)
公営企業等会計等		140	157	161	146	143	141	1	(0.7%)
総合計		4,221	4,183	4,184	4,184	4,213	4,270	49	(1.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数